

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	1件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術	0件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術

	胸腹鏡下手術、腹腔鏡下手術	4件
--	---------------	----

その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	11件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス手術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件

(令和7年1月1日～令和7年12月31日)

医療法人社団白峰会
湖南病院